

第10代復興大臣 田中和徳 自民党・国政報告352号

衆議院議員田中和徳事務所
TEL:03-3508-7294
FAX:03-3508-3504
<http://www.tanaka-kazunori.com>
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



改正法・外国人育成就労制度(案)

田中和徳は今、外国人材活躍推進議員連盟の会長を務めています。
人口減少で労働者不足が深刻化し、外国人材確保が急務の現状に鑑み、
今の技能実習制度の廃止、新たな育成就労制度創設等の法改正を推進。
改正法案は今国会で審議され、施行は法案成立から3年後の予定です。

今の外国人技能実習制度の問題点

- 賃金未払いやパワハラなど、実習生への人権侵害や違法行為が横行、安い給与水準もあり、我が国は外国人材から敬遠されつつあります。
- 技能実習制度と特定技能制度には、制度の内容に大きなズレがあり、外国人材のキャリアアップや日本での職場定着の障害となっています。そこで、整合性のある制度へ変えるため、技能実習制度を廃止します。

技能実習制度

国際貢献を目的に創設されたが、
実態は人手確保に使われており、
国際的にも批判が出ている

現
状

特定技能制度

人手不足が著しい分野において、
即戦力の外国人材を確保すべく、
日本在留を許可する制度

+

育成就労制度

外国人材の確保と育成を目的とし、
人権保護と支援体制を充実させ、
特定技能制度との連携を強化する

将
来

特定技能制度

育成就労制度で育った外国人材を
受け入れ、人手不足の改善のため、
長期間、日本で活躍してもらう



《 外国人育成就労制度の概要 》

目的	外国人労働者の確保と育成、職場定着による人手不足の改善
対象分野	介護、建設業、農業、漁業、各種製造業、ビル清掃、外食業など、対象分野は特定技能制度が定めた「特定産業分野」に限定
期間	基本的には3年間在留可能だが、途中で特定技能の資格を取得し、特定技能制度に移行した場合、在留期間をさらに延長できる
日本語能力要件	就労開始までに、小学校1年生程度の日本語能力試験に合格する、または、それに相当するだけの日本語講習を受けること
転職・転籍	受け入れの対象分野ごとに1年～2年は転職・転籍を制限し、その制限期間以降は他の企業への転職・転籍が可能となる
支援体制	監督・保護体制が杜撰だった既存の技能実習機構を抜本的に改組、出入国在留管理局や労働基準監督署などとの連携体制も強化し、基本的人権や労働者としての権利保護に向けた体制を整備する

現在の**技能実習制度**では、**他企業への転職・転籍が原則不可能**なため、逃げ場のない**外国人実習生に対する人権侵害を招く温床**となっている。

新たな育成就労制度は**転職制限を緩和**、**入管庁や労基署と連携を強化**し、**外国人労働者が安全・安心に働ける環境整備**を強力に推進していく。

また、**育成就労制度**は、**特定技能制度との連続性**が強く意識されており、**外国人材のキャリアアップや待遇改善**、**職場定着**を後押しする内容。

制度変更による混乱を防ぐため、**3年の準備期間と激変緩和措置**を講じる。

人手不足が特に深刻な地方や中小企業への支援を強化する必要がある。